



佐賀県公報

平成19年
6月4日
(月曜日)
第 12912号

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市山内町大字鳥海字荒牧一〇一一〇七番地先から 武雄市山内町大字鳥海字荒牧九九三一一番五地先まで	平成一九・六・四

佐賀県知事 古川 康

田 次

(い)○六・道路課)

- 道路の供用開始

公 告

(用度管財課)

- 落札者等の公示

選挙管理委員会

(用度管財課)

- 政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(告示・因1) 二

- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

(" " 因1) 三

- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散

(" " 四) 五

- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出

(" " 五) 六

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動

(" " 六) 六

- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

(" " 六) 六

- 選挙管理委員会の招集

(" " 六) 六

公安委員会事項

(用度管財課)

- 平成十九年度警備員検定の実施

(" ") 七

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習の実施

(" ") 八

○ 告 示

次のとおり落札者等について公示します。

平成19年6月4日

收支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴

1 落札に係る物品の名称及び数量

(1) 物品名称及び数量

Φか (フルセット) スプリングタイプ 1組

Φか (カーペットフェイス除く) スプリングタイプ 1組

Φか運搬車 10台

着地マット (7種) 1式

追加マット (4種) 1式

Φか (フルセット) スプリングタイプ 1組

Φか (カーペットフェイス除く) スプリングタイプ 1組

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県出納局用度管財課用度担当

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

3 契約の相手方を決定した日

平成19年4月26日

4 契約者の名称及び住所

(1) 名称 株式会社 永池

(2) 住所 佐賀市日の出一丁目16番30号

●佐賀県告示第三四六號

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次の一
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月四日から平成十九年七月一日ま
で佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

5 契約金額

46,567,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札及び随意契約

7 入札公告日

平成19年4月4日

- 8 随意契約により契約の相手方を決定した理由
再度の入札に付し落札者がいなかつたため。

○ 選挙管理委員会事項

● 佐賀県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党鹿島市・藤津郡地域協議会	青木 幸平	末次 利男	鹿島市大字納富分三一一七

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
松永孝三後援会	永尾 芳行	奥園 真司	伊万里市山代町立岩二四二七番地
古賀ようぞう後援会	緒方 健	山口 大吾	佐賀市新郷本町四一八
原田ひさお後援会	田中 清美	原田 重嗣	西松浦郡有田町戸杓丙四五一一
岩島まさあき後援会	中溝 忠喜	竹下 武幸	藤津郡太良町大字多良一二番地一
後藤信八後援会	前地 達男	小出 康弘	三養基郡基山町宮浦四八六一二二
片山かずよし後援会	石井 貞好	武本 昭廣	三養基郡基山町小倉三三七一八五
西村寿高後援会	田嶋 勝治	榎原 照博	藤津郡太良町大字多良一〇四六一
松田みちた後援会	松田 義太	稻富 雅和	鹿島市大字中村二六一
生活環境日本一づくりを支援する会	古賀平次郎	天本 彰廣	鳥栖市立石町一八七七番地
たくしましげる後援会	野口 辰男	岡田 洋次	伊万里市山代町立岩二七五〇番地の一三一
野北悟後援会	井上 慧	落合 世繼	多久市北多久町大字多久原二五二八一〇
牟田典洋後援会	鷺崎 隆一	久保 友子	多久市南多久町大字下多久三八九〇番地
前田敦一後援会	前田 信義	前田 文生	伊万里市二里町大里乙一二二番地
松崎直文後援会	松崎 直文	松崎ますみ	杵島郡大町町大字大町五一四一
上峰町をよくする会	碇 勝征	吉開 鎮男	三養基郡上峰町前牟田一九五七一
古賀陽三後援会	古賀 陽三	山口 大吾	佐賀市新郷本町四一八
ふなつ賢次後援会	船津 勉	船津 和枝	伊万里市山代町楠久五七五一七
いとう茂後援会	池田 博	亀山 信二	鹿島市浜町一二四五一二
中村清後援会	今村 秀則	一瀬 盛雄	鹿島市古枝乙二四〇八一一

西九州経済企画研究会	溝上寅彦	渡辺清一	杵島郡白石町大字福田二三四六一
みとま紀美子後援会	三谷英史	永石敏行	鹿島市大字井手六〇二番地口
みたに英史後援会	吉岡林三郎	三谷信子	杵島郡大町町大字福母二三五〇一
国信好永後援会	南島敏之	三苦博志	杵島郡江北町大字佐留志二三九九一
野田まさと後援会	山本正人	多久市東多久町大字別府四七六四一	四
古賀まもる後援会	古川進	多久市北多久町大字小侍六六六一	二
かわさき直幸後援会	坂井竹利	多久市西多久町大字下小田一五三	三五
古賀和夫後援会	高倉重利	佐賀郡江北町大字下小田一五三	一
竹下ひろし後援会	諸江勝良	佐賀郡川副町大字犬井道六一六一	
馬場勉後援会	高柳善次	佐賀郡川副町大字板屋八七四二番地	
有森進	芦原哲幸	佐賀郡川副町犬井道二八七六番地	
森田康裕	百枝直人	鹿島市大字中村二二三三番地一	

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 政党

政党の名称 自由民主党富士町支部	会計責任者 吉浦雷将	新
		江口武吉

二 その他の政治団体

政治団体の名称 自由民主党七山支部	主たる事務所の所在地 唐津市七山白木二七五六一一	会計責任者 吉村陽一	代表者 中村健一	政治団体の名称 自由民主党七山村支 部
自由民主党佐賀県西松浦 郡協議会	西松浦郡有田町広瀬 甲五九〇	今泉藤一郎	廣勝美	岡本法正
自由民主党佐賀県西松浦 郡協議会	西松浦郡有田町仏ノ 原内七六四	今泉藤一郎	諸隈英博	諸熊定輝
自由民主党西有田支部	西松浦郡有田町仏ノ 原内七六四	今泉藤一郎	岩崎賢助	
自由民主党佐賀県西松浦 郡協議会	西松浦郡有田町仏ノ 原内七六四	今泉藤一郎	諸隈英博	
自由民主党鹿島市支部	中村雄一郎	白武悟	諸隈英博	
自由民主党白石町支部	中村雄一郎	白武悟	諸隈英博	
自由民主党鹿島市支部	中村雄一郎	白武悟	諸隈英博	
自由民主党佐賀県武雄市 第二支部	中村雄一郎	白武悟	諸隈英博	
日本共産党佐賀県総支部連合 会	岡一〇六七五一一	大串博志	加藤一	
日本共産党佐賀県東部地 区委員会	岡一〇六七五一一	大串博志	加藤一	
自由民主党北波多支部	山下明子	大串博志	加藤一	
自由民主党佐賀郡協議会	石崎俊二	大串博志	加藤一	
自由民主党佐賀県薬剤師 支部	向井寛	大串博志	加藤一	
会計責任者 川副隆裕	仁川栄	原口一博	加藤一	
会計責任者 内田照彦	嬉野市塩田町大字馬 場下申三四五三	嬉野市塩田町大字富 雄七三二六一一	加藤一	
会計責任者 織田菊男	嬉野市塩田町大字馬 場下申三四五三	嬉野市塩田町大字富 雄七三二六一一	加藤一	
会計責任者 深村繁雄	嬉野市塩田町大字谷 所乙一四〇二	嬉野市塩田町大字富 雄七三二六一一	加藤一	
会計責任者 吉武喜八郎	嬉野市塩田町大字谷 所乙一四〇二	嬉野市塩田町大字富 雄七三二六一一	加藤一	

による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

その他の政治団体

佐賀県選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
寺崎英明後援会	宮原 照明	平成一八年三月一二日
舟木徳美後援会	長野 八士	平成一九年一月一五日
岩本盛房後援会	山田規代次	平成一九年一月一〇日
天本啓男後援会	天本 啓男	平成一九年一月一九日
百武豊後援会	林 十次郎	平成一九年一月二〇日
大草ひでゆき後援会	大草 秀幸	平成一八年一二月三一日
政治結社大日本極心会	西村 竜二	平成一九年一月三〇日
政治結社大日本建義塾	野中 裕司	平成一三年一二月三一日
政治結社大日本極榮会	蛯原 孝	平成一八年一二月三一日
政治結社大日本健義連合	柳川 義弥	平成一八年一二月三一日
樋口豊後援会	重松 勝介	平成一九年二月五日
政治結社大日本大志会	田中 淳二	平成一八年一二月三一日
前田教一後援会	前田 信義	平成五年七月三〇日
前田教一後援会	前田 信義	平成一九年一月三一日
中村清後援会	松本 幸治	平成五年一一月一日
いとう茂後援会	池田 博	平成一九年二月二二日
南里茂幸後援会	秀坂 敏春	平成一九年一月三二日
田中満子後援会	田中 満子	平成一九年二月二六日
寺田司後援会	寺田 司	平成一九年三月六日
神無会	未藤 守龍	平成一八年四月一七日
江頭久男後援会		

みとま紀美子後援会
深川優後援会

鹿伸会

瀬井一成後援会

川本明後援会

平成一八年二月三一日

明政会

古賀まもる後援会

竹下洋後援会

澤野勇後援会

岸本英雄後援会

本山光二後援会

上瀧長久

野口満信

宮地和秀

平成一九年二月二八日

平成一八年二月三一日

川崎司

高倉重利

平成一四年三月三一日

平成一九年三月二七日

澤野大三

平成一九年二月二八日

岸本英雄

平成一八年二月三一日

土井四郎

平成一八年二月三一日

吉岡林三郎

平成一九年三月一五日

深川優

平成一九年二月二八日

吉岡林三郎

平成一八年二月三一日

吉岡林三郎

平成一九年三月一五日

吉岡林三郎

平成一九年二月二八日

吉岡林三郎

平成一八年二月三一日

平成一九年二月二八日

平成一八年二月三一日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の名称	異動事項	旧
西松浦郡有田町南原甲	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町岩谷川
内二丁目五番一号	主たる事務所の所在地	武雄市武雄町大字富岡

資金管理団体の名称	異動事項	旧
西松浦郡有田町南原甲	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町岩谷川
内二丁目五番一号	主たる事務所の所在地	武雄市武雄町大字武雄

資金管理団体の名称	異動事項	旧
佐賀市大財三丁目一〇一	主たる事務所の所在地	佐賀市大財三丁目七一
二三	二〇	二三

資金管理団体の名称	異動事項	旧
唐津市千代田町二五六	主たる事務所の所在地	唐津市菜畑八丁三二八
八一三五一一〇四号室	主たる事務所の所在地	二番地の一

資金管理団体の名称	異動事項	旧
唐津市神田一八二七番	主たる事務所の所在地	唐津市神田二三四七番
地五	主たる事務所の所在地	地四三

資金管理団体の名称	異動事項	旧
佐賀市鬼丸町一四一三	主たる事務所の所在地	佐賀市城内二丁目二一
六	主たる事務所の所在地	五四六番地

資金管理団体の名称	異動事項	旧
神埼市千代田町用作一	主たる事務所の所在地	神埼市千代田町用作一
五四六番地四	主たる事務所の所在地	五四六番地

資金管理団体の名称	異動事項	旧
西松浦郡有田町上山谷	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町戸杓丙
乙一〇二二	主たる事務所の所在地	七二七一

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の名称	異動事項	旧
坂井としゆきを育てる会	主たる事務所の所在地	坂井としゆきを育てる会
宮崎千鶴後援会	主たる事務所の所在地	宮崎千鶴後援会

資金管理団体の名称	異動事項	旧
太田きよ子と県政を輝かせる会	主たる事務所の所在地	太田きよ子と県政を輝かせる会
岩永正太後援会	主たる事務所の所在地	岩永正太後援会

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
---------------------	-------	-----------	------------	--------	-------

大草 秀幸	唐津市長	唐津市相知町佐里二 七三一	大草 秀幸	平成一九年 一月一三日
天本 啓男	基山町議 会議員	大草ひでゆ き後援会	天本啓男後 援会	平成一九年 一月一四日
田中 満子	みやき町 議会議員	田中満子後 援会	三養基郡みやき町白 壁三四九六	平成一九年 二月二十七日
寺田 司	玄海町長	寺田司後援 会	東松浦郡玄海町大字 有浦上二三三三七番地	平成一九年 三月一二日
川本 明	伊万里市 明政会	伊万里市東山代町東 大久保一七六一番地	寺田 司	平成一九年 三月一二日
岸本 英雄	岸本英雄後 援会	東松浦郡玄海町大字 長倉一五五三番地	川本 明	平成一九年 三月一八日

1 検定の種別及び級の区分
(1) 雜踏警備業務 1 級
(2) 雜踏警備業務 2 級

2 検定試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成19年9月5日(水曜日) 8時30分から16時30分まで
- (2) 場所
ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)

3 検定試験の内容

(1) 雜踏警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関する事。

- 佐賀県選挙管理委員会第4十八号
選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成十九年六月四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

- 一日時 平成十九年六月五日 午後一時三十分
二場所 選挙管理委員会室
三 議題
(一) 第二十一回参議院議員通常選挙について

○ 公文書類の記載

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員にならうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成19年6月4日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

○ 実技試験

イ 実技試験

		(ア) 雑踏の整理に関すること。
		(イ) 雜踏警備業務の管理に関すること。
		(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	(2)	雑踏警備業務2級
		ア 学科試験
		(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
		(イ) 法令に関すること。
		(ウ) 雜踏の整理に関すること。
		(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
		イ 実技試験
		(ア) 雜踏の整理に関すること。
		(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
4	受検資格	
(1)	雑踏警備業務1級	
		佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
		ア 雜踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
		イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
(2)	雑踏警備業務2級	佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員
5	受検員	
6	検定申請の手続	各区分とも30人(予定。先着順とする。)
	(1) 検定申請書の受付期間	平成19年7月9日(月曜日)から平成19年7月20日(金曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
	(2) 検定申請書の提出先	住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。
	(3) 提出書類	
		ア 雜踏警備業務1級
		(ア) 検定申請書
		(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面
		(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
		(エ) 前記4の(1)のアに該当する者は、2級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務に1年以上従事していたことを證明する警備業者等が作成する警備業務従事證明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事證明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事證明書に代えて提出してください。
		(オ) 前記4の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書の写し
		イ 雜踏警備業務2級

	(ア) 檢定申請書
1 檢定の種別及び区分	<p>(イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）</p>
2 檢定試験の日時及び場所	<p>(1) 日時 平成19年9月13日（木曜日）8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが（佐賀市大和町大字久池井3227番地）</p>
3 檢定試験の内容	<p>(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>(イ) 法令に関すること。</p> <p>(ウ) 核燃料物質等危険物に関する見張りに関する事。</p> <p>(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。</p> <p>(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関する事。</p> <p>(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p>
4 受検票の持参	検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。
5 檢定の手数料等	<p>(1) 檢定の手数料は、13,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p>
6 その他	検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。
7 聞い合わせ先	<p>イ 実技試験</p> <p>(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。</p> <p>(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関する事。</p> <p>(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。</p> <p>(カ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関する事。</p> <p>(イ) 法令に関する事。</p>
8 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員にならうとする者について、次のとおり検定を実施します。	警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員にならうとする者について、次のとおり検定を実施します。
9 平成19年6月4日	佐賀県公安委員会 委員長 内田 健

	(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。 (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	刑事課へ持参してください。
(3) 提出書類	(ア) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級 (イ) 検定申請書	(ア) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 (イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
4 受検資格	(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であつて、次のいづれかに該当するもの ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上あるもの イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者 (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員	(ア) 前記 4 の(1)のアに該当する者は、2 級検定 (核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し及び警備業務に 1 年以上従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記 4 の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出してください。 (オ) 前記 4 の(1)のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した 1 級検定受検資格認定書の写し
5 受検定員	イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級 (ア) 検定申請書	(ア) 検定申請書 (イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面
6 検定申請の手続	(1) 検定申請書の受付期間 平成19年7月17日(火曜日)から平成18年7月25日(水曜日)までの8時30分から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。) (2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・	(イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) (4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定

の当日に持参してください。

7 検定の手数料等

(1) 検定の手数料は、16,000円です。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。

いえ。

(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を

受けなかった場合でも返還しません。

8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴を持参してください。

9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034）

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第52条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施します。

平成19年6月4日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

1 特例措置講習に係る警備業務の区分及び期日

(1) 区分

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)

イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」と

(2) 期日

平成19年7月3日(火曜日)及び平成19年7月4日(水曜日)の2日間

(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格証」という。)を有する者

4 受講定員

(1) 2号警備業務

50人(予定。先着順とする。)

(2) 3号警備業務

40人(予定。先着順とする。)

5 受講申込期間、申込先等

(1) 申込期間

ア 2号警備業務

平成19年6月8日(金曜日)から平成19年6月14日(木曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 3号警備業務

平成19年6月11日(月曜日)から平成19年6月15日(金曜日)までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 申込先及び方法

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課)へ持参してください

い。

(3) 提出書類

ア 受講申込書

イ 旧資格者証の写し

6 講習手数料等

(1) 講習手数料は、14,000円です。

(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。
なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。

7 講習の委託

この講習は、社団法人佐賀県警備業協会（佐賀市松原一丁目1番1号）に委託して行います。

8 その他

(1) 持参する物

講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。

(2) 問い合わせ先

佐賀県警察本部生活安全企画課（電話代表0952-24-1111 内線3033・30

34）又は社団法人佐賀県警備業協会（電話代表0952-22-0954）